



指定居宅サービス事業所  
指定介護予防サービス事業所  
指定介護老人福祉施設  
指定介護老人保健施設  
指定介護療養型医療施設

} 管理者 様

京都府健康福祉部高齢者支援課長  
(公 印 省 略)

令和 4 年度介護保険サービス事業者等に係る集団指導について

京都府では、介護保険サービスの質の確保及び介護給付の適正化を図ることを目的として、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づき下記のとおり集団指導を実施しますので、お知らせします。

今年度は、新型コロナウイルス感染防止のため、集合形式での開催ではなく、京都府ホームページ上での動画配信及び資料掲載による開催といたしますが、視聴状況を確認するため、視聴後は令和 4 年 9 月 30 日（金）までに電子申請フォームにより報告いただくようお願いします。

記

- 1 実施方法  
京都府ホームページ上での動画配信及び資料掲載による
- 2 実施期間  
令和 4 年 6 月 30 日（木）～令和 4 年 9 月 30 日（金）
- 3 内 容
  - (1) 運営上の留意点について
  - (2) 業務管理体制の整備に係る事項について
  - (3) 変更等に係る届出、介護保険事業者指定・許可の更新について
  - (4) 事故報告・高齢者虐待・身体拘束について
  - (5) 情報の公表制度について
  - (6) 請求事務に係る留意事項等
  - (7) その他各関係課・団体からの周知事項等
- 4 お問い合わせ先  
京都府健康福祉部高齢者支援課 事業所・福祉サービス係  
TEL 075-414-4571 FAX 075-414-4572



4 高第 6 6 1 号  
令和 4 年 6 月 29 日

各みなし指定の指定居宅サービス事業所 } 管理者様  
各みなし指定の指定介護予防サービス事業所 }

京都府健康福祉部高齢者支援課長  
( 公 印 省 略 )

### 令和 4 年度介護保険サービス事業者等に係る集団指導について

京都府では、介護保険サービスの質の確保及び介護給付の適正化を図ることを目的として、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づき下記のとおり集団指導を実施しますので、お知らせします。

今年度は、新型コロナウイルス感染防止のため、集合形式での開催ではなく、京都府HP上での動画配信及び資料掲載による開催といたしますが、視聴状況を確認するため、視聴後は令和 4 年 9 月 30 日（金）までに電子申請フォーム又はFAX送信により報告いただくようお願いいたします。

特に介護報酬請求額（利用者負担を含む。）が年間 100 万円を超える事業所においては積極的な視聴をお願いします。

また同一敷地内（同一事業所番号）で複数の事業所指定を受けておられる場合は、各事業所の管理者に本通知の内容をお伝えいただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 実施方法

京都府HP上での動画配信及び資料掲載による

#### 2 実施期間

令和 4 年 6 月 30 日（木）～令和 4 年 9 月 30 日（金）

#### 3 内 容

- (1) 運営上の留意点について
- (2) 業務管理体制の整備に係る事項について
- (3) 変更等に係る届出、介護保険事業者指定・許可の更新について
- (4) 事故報告・高齢者虐待・身体拘束について
- (5) 情報の公表制度について
- (6) 請求事務に係る留意事項等
- (7) その他各関係課・団体からの周知事項等

#### 4 お問い合わせ先

京都府健康福祉部高齢者支援課 事業所・福祉サービス係

TEL 075-414-4571 FAX 075-414-4572

#### 【参考】

##### ① みなし指定について

医療保険の指定を受けている病院、診療所、薬局（居宅療養管理指導のみ）等においては、介護保険法に基づく指定申請が行われなくても、特段の申し出がない限り、「訪問看護」、「訪問リハビリテーション」、「居宅療養管理指導」について介護保険事業者の指定があったものとみなされています。（これを「みなし指定」と呼んでいます。）

##### ② 今回の開催案内は、同一敷地内において上記のみなし指定に係る事業所のみを有する事業者に対して送付しているものです。